

令和4年度徴収計画／令和3年度実施状況

1 現年度分

(1) 一般会計

債権名	債権の種類	所管課名	令和3年度				令和4年度
			目標徴収率	実績徴収率	滞納額		目標徴収率
			%	%	円	人	%
町税	町税	総務部税務課	99.4	99.8	12,236,668	176	99.4
保育所保育料	強制徴収公債権	教育こども部子育て支援課	100.0	100.0	0	0	100.0
学童保育室保育料	非強制徴収公債権	教育こども部教育総務課	100.0	100.0	0	0	100.0
し尿処理手数料	非強制徴収公債権	都市創造部環境課	100.0	100.0	0	0	100.0
生活保護法78条徴収金	強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	—	37.6	140,000	1	—
生活保護法63条返還金	非強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	—	100.0	0	0	—
生活保護法63条返還金	強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	—	91.2	281,120	1	—
町道占用料	非強制徴収公債権	都市創造部都市計画課	100.0	100.0	0	0	100.0
町営住宅使用料	私債権	都市創造部都市計画課	100.0	99.9	54,800	2	100.0
町営住宅駐車場使用料	私債権	都市創造部都市計画課	100.0	99.8	14,000	2	100.0
町営住宅共益費	私債権	都市創造部都市計画課	100.0	99.9	7,000	2	100.0
奨学貸付金返還収入	私債権	教育こども部教育総務課	100.0	100.0	0	0	100.0
過年度就学援助費返還金	私債権	教育こども部教育総務課	—	100.0	0	0	100.0

(※1)

※1 「町税」（債権名）とは、町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、特別土地保有税及び都市計画税の総称

(※2)

※2 平成26年7月1日以後に町長が支弁した保護費の費用に係る徴収金は、強制徴収公債権

(※3)

※3 平成30年9月30日以前に町長が支弁した保護費の費用に係る返還金は、非強制徴収公債権

(※4)

※4 平成30年10月1日以後に町長が支弁した保護費の費用に係る徴収金は、強制徴収公債権（一部例外あり）

(2) 特別会計

債権名	債権の種類	所管課名	令和3年度				令和4年度
			目標徴収率	実績徴収率	滞納額		目標徴収率
			%	%	円	人	%
国民健康保険料	強制徴収公債権	健康福祉部保険年金課	97.3	97.5	16,333,473	209	97.5
後期高齢者医療保険料	強制徴収公債権	健康福祉部保険年金課	99.8	99.8	722,343	61	99.7
介護保険料	強制徴収公債権	健康福祉部高齢介護課	99.6	99.7	1,930,930	54	99.6

(3) 公営企業会計

債権名	債権の種類	所管課名	令和3年度				令和4年度
			目標徴収率	実績徴収率	滞納額		目標徴収率
			%	%	円	人	%
水道料金	私債権	上下水道部業務課	91.0	91.0	49,260,247	15,709	91.0
下水道使用料	強制徴収公債権	上下水道部業務課	78.0	80.2	100,903,825	14,168	80.2
受益者負担金	強制徴収公債権	上下水道部業務課	97.0	100.0	0	0	97.0

(※5)

※5 令和4年5月31日現在での実績徴収率は99.7%、滞納額は1,904,078円（696人）

(※6)

※6 令和4年5月31日現在での実績徴収率は98.5%、滞納額は7,648,718円（578人）

備考 公営企業会計は、他の会計と異なり出納整理期間(☆)がないため、納期限が翌年度に属する現年度分債権は、その全部又は一部が3月31日の決算時点において未納の状態となる。それゆえ、公営企業会計の滞納額には、その納期限前の未納債権の額も含まれている。

☆ 年度末までに確定した債権債務について、現金の未収未払の整理を行うために設けられた翌年度4月1日から5月31日までの期間のこと。

令和4年度徴収計画／令和3年度実施状況

2 滞納繰越分

(1) 一般会計

債権名	債権の種類	所管課名	令和3年度						令和4年度		
			未回収残高	目標回収額	目標回収率	実績回収額	実績回収率	不納欠損額	未回収残高	目標回収額	目標回収率
町税	町税	総務部税務課	円 295,102,205	円 30,395,527	% 10.3	円 83,805,430	% 28.4	円 1,198,959	円 222,334,484	円 23,122,786	% 10.4
保育所保育料	強制徴収公債権	教育こども部子育て支援課	1,153,270	314,090	27.2	174,090	15.1	0	979,180	240,000	24.5
学童保育室保育料	非強制徴収公債権	教育こども部教育総務課	0	—	—	—	—	—	0	—	—
し尿処理手数料	非強制徴収公債権	都市創造部環境課	6,600	6,600	100.0	0	0.0	0	6,600	0	0.0
生活保護法78条徴収金	非強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	9,549,679	396,000	4.1	216,000	2.3	0	9,333,679	596,175	6.4
生活保護法78条徴収金	強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	2,985,435	162,300	5.4	159,300	5.3	0	2,966,135	159,000	5.4
生活保護法63条返還金	非強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	99,221	60,000	60.5	60,000	60.5	0	39,221	39,221	100.0
生活保護法63条返還金	強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	85,000	60,000	70.6	60,000	70.6	0	306,120	265,000	86.6
町道占用料	非強制徴収公債権	都市創造部都市計画課	84,466	84,466	100.0	84,466	100.0	0	0	0	0
町営住宅使用料	私債権	都市創造部都市計画課	87,000	87,000	100.0	87,000	100.0	0	54,800	54,800	100.0
町営住宅駐車場使用料	私債権	都市創造部都市計画課	14,000	14,000	100.0	14,000	100.0	0	14,000	14,000	100.0
町営住宅共益費	私債権	都市創造部都市計画課	14,000	14,000	100.0	14,000	100.0	0	7,000	7,000	100.0
奨学貸付金返還収入	私債権	教育こども部教育総務課	938,600	519,700	55.4	100,800	10.7	0	837,000	418,900	50.0
過年度就学援助費返還金	私債権	教育こども部教育総務課	16,000	16,000	100.0	16,000	100.0	0	0	—	—
常任委員会等録音物反訳業務違約金	私債権	議会事務局議会総務課	21,785	21,785	100.0	0	0.0	0	21,785	21,785	100.0

(2) 特別会計

債権名	債権の種類	所管課名	令和3年度						令和4年度		
			未回収残高	目標回収額	目標回収率	実績回収額	実績回収率	不納欠損額	未回収残高	目標回収額	目標回収率
国民健康保険料	強制徴収公債権	健康福祉部保険年金課	円 53,063,467	円 14,364,732	% 27.1	円 15,106,904	% 28.5	円 2,168,736	円 52,121,600	円 14,119,741	% 27.1
後期高齢者医療保険料	強制徴収公債権	健康福祉部保険年金課	1,399,444	559,777	40.0	768,246	54.9	0	1,353,541	663,235	49.0
介護保険料	強制徴収公債権	健康福祉部高齢介護課	3,720,180	922,604	24.8	804,090	21.6	1,127,420	3,719,600	918,174	24.7

(3) 公営企業会計

債権名	債権の種類	所管課名	令和3年度						令和4年度		
			未回収残高	目標回収額	目標回収率	実績回収額	実績回収率	不納欠損額	未回収残高	目標回収額	目標回収率
水道料金	私債権	上下水道部業務課	円 49,832,790	円 49,334,462	% 99.0	円 49,332,345	% 99.0	円 57,245	円 49,703,447	円 49,206,413	% 99.0
下水道使用料	強制徴収公債権	上下水道部業務課	105,909,818	105,486,179	99.6	105,549,025	99.7	33,875	101,230,743	100,821,413	99.6
受益者負担金	強制徴収公債権	上下水道部業務課	261,120	48,870	18.7	0	0.0	111,410	149,710	16,840	11.2

令和4年度徴収計画／令和3年度実施状況

3 取組評価等

(1) 一般会計

○町税〔町税〕（総務部税務課）

令和3年度における取組の評価	令和4年度における取組の方針
<p>【現年度分】 「翌年度に繰り越さない」を念頭に、早期納付を促すため、納付勧奨を実施した。また、管理職を含めた打合せを行い、困難案件の相談や今後の進行管理等、課内における情報の共有を図り、担当職員の意識及び能力の向上に努めた。さらに、納付機会の拡大を図るべく、スマートフォンを利用したアプリ決済を導入した。</p>	<p>【現年度分】 引き続き、早期納付を促すための納付勧奨を実施する。また、納付が困難な方に対しては、分割納付や徴収猶予の相談など生活実態に即したきめ細かな対応を行う。</p>
<p>【滞納繰越分】 高額滞納者案件を大阪府と府内市町村が共同で徴収事務を行う、大阪府域地方税徴収機構へ引き継ぐとともに、本町では従来どおり積極的に滞納整理を行った。その一方、納付の意思があるものの、失業や廃業、病気等により納付が困難な滞納者に対しては、きめ細やかな納付相談（分割納付や徴収猶予）や滞納処分の停止等、法令を順守した滞納整理に努めた。</p>	<p>【滞納繰越分】 引き続き、高額滞納者案件を大阪府域地方税徴収機構へ引き継ぐとともに、本町でも従来どおり積極的に滞納整理に努める。また、滞納処分についても、早期解決を念頭に、財産調査や納税交渉等を精力的に実行するが、納付が困難な方に対しては、分割納付や徴収猶予の相談など生活実態に即したきめ細かな対応を行う。</p>

○保育所保育料〔強制徴収公債権〕（教育こども部子育て支援課）

令和3年度における取組の評価	令和4年度における取組の方針
<p>【現年度分】 2回続けて引落しができなかった世帯には、文書催告に加え、電話催告を行って納付を促した。また、残高不足による滞納を繰り返す世帯には、納付指導を徹底し、納付意識の向上に努めた。これらにより、前年度に続いて、全額を徴収することができた。</p>	<p>【現年度分】 2回続けて引落しができなかった段階で、電話による催告若しくは在籍園を通じた催告又は納付指導を徹底して行う。催告等に従わず、悪質な滞納と認められる場合には、現年度中における滞納処分の執行を視野に入れつつ、滞納の未然防止及び早期徴収の取組に努める。</p>
<p>【滞納繰越分】 滞納者に対し、電話催告で積極的納付を促し、納付意識の向上及び資力に応じた継続的な回収に努めた。この結果、残る3世帯中1世帯について全額回収することができた。</p>	<p>【滞納繰越分】 引き続き、分納管理の徹底及び残高通知等による積極的納付の意識付けを図るとともに、完納に要する期間が2年を超える滞納者については、必要に応じて面談や財産調査を行い、資力に応じた回収を進めていく。また、法令上、整理をすることが適当であると認められる債権については、これを適切に整理することにより、一層適正な債権管理を図る。</p>

令和4年度徴収計画／令和3年度実施状況

3 取組評価等

(1) 一般会計

○学童保育室保育料〔非強制徴収公債権〕（教育こども部教育総務課）

令和3年度における取組の評価	令和4年度における取組の方針
<p>【現年度分】 2回続けて引落しができなかった世帯には、電話催告を行って納付を促した。また、残高不足による滞納を繰り返す世帯には、納付指導を徹底し、納付意識の向上に努めた。これらにより、短期かつ少額のうち滞納金を徴収することができ、全額を徴収することができた。</p>	<p>【現年度分】 2回続けて引落しができなかった段階で、電話による催告又は納付指導を徹底して行う。催告等に従わず、悪質な滞納と認められる場合には、強制執行手続等を視野に入れつつ、滞納の未然防止及び早期徴収の取組に努める。</p>
<p>【滞納繰越分】</p>	<p>【滞納繰越分】</p>

○し尿処理手数料〔非強制徴収公債権〕（都市創造部環境課）

令和3年度における取組の評価	令和4年度における取組の方針
<p>【現年度分】 令和3年度は100%徴収しており、今後も適正な徴収に努める。</p>	<p>【現年度分】 適正な徴収に努め、全額徴収を目指す。</p>
<p>【滞納繰越分】 令和2年度から引き続き、滞納者2名のままとっている。</p>	<p>【滞納繰越分】 滞納者2名のうち、1名は死亡、残りの1名は連絡が取れない状態である。今後については死亡した債権者に対する相続人の調査、連絡が取れない債権者に対する追跡調査を行う方法が考えられるが、徴収できる見込みがないため、時効成立後、不納欠損処分を行う。</p>

令和4年度徴収計画／令和3年度実施状況

3 取組評価等

(1) 一般会計

○生活保護法78条徴収金〔非強制徴収公債権〕（健康福祉部福祉推進課）

令和3年度における取組の評価	令和4年度における取組の方針
<p>【現年度分】</p>	<p>【現年度分】</p>
<p>【滞納繰越分】 5件の内3件は福祉事務所管理の分納を継続。残りの2件の内1件は、分納により完納。もう1件については、簡易裁判所に訴え（少額訴訟）を行い、令和4年4月から分納（12回）をすることで和解した。</p>	<p>【滞納繰越分】 4件の内3件は福祉事務所管理による分納を継続する。残りの1件については、分納の納付状況を管理し、2回分不履行となった場合は裁判所に強制執行の申立を行う。</p>

○生活保護法78条徴収金〔強制徴収公債権〕（健康福祉部福祉推進課）

令和3年度における取組の評価	令和4年度における取組の方針
<p>【現年度分】 3件新規設定。2件は一括納付により完納し、1件は分納を継続中。</p>	<p>【現年度分】 債権が発生した際には、早期回収に努める。</p>
<p>【滞納繰越分】 5件の内1件は分納により完納。残りの4件の内3件は分納を継続（内、福祉事務所管理1件）。もう1件については、非強制徴収公債権分を優先に納付しているため、全て未納である。</p>	<p>【滞納繰越分】 5件の内4件は分納を継続する。福祉事務所管理ではない分納については、納付状況を管理し、不履行があれば催告を行い、確実に回収する。1件は令和3年度に続き非強制徴収公債権分を優先に納付するため、納付は見込めない。</p>

令和4年度徴収計画／令和3年度実施状況

3 取組評価等

(1) 一般会計

○生活保護法63条返還金〔非強制徴収公債権〕（健康福祉部福祉推進課）

令和3年度における取組の評価	令和4年度における取組の方針
<p>【現年度分】 1件新規設定。一括納付により完納。</p>	<p>【現年度分】 債権が発生した際には、早期回収に努める。</p>
<p>【滞納繰越分】 1件について、福祉事務所管理の分納を継続。</p>	<p>【滞納繰越分】 福祉事務所管理による分納を継続する。</p>

○生活保護法63条返還金〔強制徴収公債権〕（健康福祉部福祉推進課）

令和3年度における取組の評価	令和4年度における取組の方針
<p>【現年度分】 18件新規設定。17件は一括納付により完納。1件は未納となった。</p>	<p>【現年度分】 債権が発生した際には、早期回収に努める。</p>
<p>【滞納繰越分】 1件について、福祉事務所管理の分納を継続。</p>	<p>【滞納繰越分】 2件の内1件は福祉事務所管理の分納を継続する。もう1件については、令和4年7月から分納を開始する予定である。</p>

令和4年度徴収計画／令和3年度実施状況

3 取組評価等

(1) 一般会計

○町道占用料〔強制徴収公債権〕（都市創造部都市計画課）

令和3年度における取組の評価	令和4年度における取組の方針
<p>【現年度分】 滞納者に対し、文書・電話等による催促や臨戸訪問を継続的に実施した結果、全額完納した。</p>	<p>【現年度分】 滞納が発生した場合、滞納者に対し、文書、電話等による催促や臨戸訪問を継続的に実施し、すみやかに納付が成されるよう徴収事務を行うとともに、島本町道路占用料徴収条例第6条の規定に基づく延滞金の徴収を実施する。</p>
<p>【滞納繰越分】 滞納者に対し、文書・電話等による催促や臨戸訪問を継続的に実施した結果、全額完納した。</p>	<p>【滞納繰越分】 なし</p>

○町営住宅使用料〔私債権〕（都市創造部都市計画課）

令和3年度における取組の評価	令和4年度における取組の方針
<p>【現年度分】 毎月、滞納者への督促状の送付、臨戸訪問等や長期滞納者への明渡予告書等の通知を継続的に実施した結果、実績徴収率99.9%を達成した。</p>	<p>【現年度分】 毎月、滞納者への督促状の送付、臨戸訪問等や長期滞納者への明渡予告書等の通知を継続するとともに、島本町債権の管理に関する条例第11条の規定に基づく遅延損害金の再周知・徴収を実施し、入居者への納付期限までの納付指導を徹底する。</p>
<p>【滞納繰越分】 毎月、滞納者への督促状の送付、臨戸訪問等による催促を継続的に実施した結果、全額完納した。</p>	<p>【滞納繰越分】 毎月、滞納者への督促状の送付、臨戸訪問等による催促や長期滞納者への明渡予告書等の通知を継続的に実施するとともに、遅延損害金の徴収を実施し、必要に応じて生活自立相談窓口を案内するなど、福祉施策の活用もしつつ、未収金の早期回収を図る。</p>

令和4年度徴収計画／令和3年度実施状況

3 取組評価等

(1) 一般会計

○町営住宅駐車場使用料〔私債権〕（都市創造部都市計画課）

令和3年度における取組の評価	令和4年度における取組の方針
<p>【現年度分】 毎月、滞納者への督促状の送付、臨戸訪問等を継続的による催促を継続的に実施した結果、実績徴収率99.8%を達成した。</p>	<p>【現年度分】 毎月、滞納者への督促状の送付や臨戸訪問等を継続するとともに、島本町債権の管理に関する条例第11条の規定に基づく遅延損害金の再周知・徴収を実施し、入居者への納付期限までの納付指導を徹底する。</p>
<p>【滞納繰越分】 毎月、滞納者への督促状の送付、臨戸訪問等による催促を継続的に実施した結果、全額完納した。</p>	<p>【滞納繰越分】 毎月、滞納者への督促状の送付、臨戸訪問等による催促を継続的に実施するとともに、遅延損害金の徴収を実施し、未収金の早期回収を図る。 また、滞納額の解消が見込めない長期滞納者に対しては、島本町営住宅条例に基づく駐車場使用許可の取消を行う。</p>

○町営住宅共益費〔私債権〕（都市創造部都市計画課）

令和3年度における取組の評価	令和4年度における取組の方針
<p>【現年度分】 毎月、滞納者への督促状の送付、臨戸訪問等や長期滞納者への明渡予告書等の通知を継続的に実施した結果、実績徴収率99.9%を達成した。</p>	<p>【現年度分】 毎月、滞納者への督促状の送付や臨戸訪問等を継続するとともに、島本町債権の管理に関する条例第11条の規定に基づく遅延損害金の再周知・徴収を実施し、入居者への納付期限までの納付指導を徹底する。</p>
<p>【滞納繰越分】 毎月、滞納者への督促状の送付、臨戸訪問等による催促を継続的に実施した結果、全額完納した。</p>	<p>【滞納繰越分】 毎月、滞納者への督促状の送付、臨戸訪問等による催促を継続的に実施するとともに、遅延損害金の徴収を実施し、必要に応じて生活自立相談窓口を案内するなど福祉施策の活用もしつつ、未収金の早期回収を図る。</p>

令和4年度徴収計画／令和3年度実施状況

3 取組評価等

(1) 一般会計

○奨学貸付金返還収入〔私債権〕（教育こども部教育総務課）

令和3年度における取組の評価	令和4年度における取組の方針
<p>【現年度分】 返還遅滞が見られた場合には、こまめな電話催告を行った。この結果、現年度返還分を全額回収することができた。</p>	<p>【現年度分】 複数月分の返還遅滞等があった場合には、文書又は電話により催告し、早期の回収を図る。また、定期的に返還状況を通知することにより、奨学生等に対し返還意識の啓発を図る。</p>
<p>【滞納繰越分】 返還実績が不十分であった奨学生に対し、その連帯保証人を含めて厳重に催告した結果、当該奨学生から全額一括の返還がなされた。その他の奨学生に対しては、その連帯保証人を含め、文書による催告を数度行ったものの、いずれからも何ら反応がなかった。</p>	<p>【滞納繰越分】 残る奨学生等に対し、引き続き文書のほか、臨戸訪問等により催告し、なおも返還に応じない場合には、強制執行手続への移行について具体的な検討を進める。</p>

○過年度就学援助費返還金〔私債権〕（教育こども部教育総務課）

令和3年度における取組の評価	令和4年度における取組の方針
<p>【現年度分】</p>	<p>【現年度分】 令和3年度就学援助費の過払金の回収について、必要に応じ電話により催告し、6月中に全ての対象者から全額を回収できるように努める。</p>
<p>【滞納繰越分】 返還義務者に対し、文書による催告を継続的かつ段階的に行った結果、完納された。</p>	

令和4年度徴収計画／令和3年度実施状況

3 取組評価等

(1) 一般会計

○常任委員会等録音物反訳業務違約金〔私債権〕（議会事務局議会総務課）

令和3年度における取組の評価	令和4年度における取組の方針
<p>【現年度分】</p> <p>【滞納繰越分】 平成29年3月1日をもって破産手続が廃止されているが、その後、官報により動向を注視した。</p>	<p>【現年度分】</p> <p>【滞納繰越分】 引き続き、官報により動向を注視する。</p>

令和4年度徴収計画／令和3年度実施状況

3 取組評価等

(2) 特別会計

○国民健康保険料〔強制徴収公債権〕（健康福祉部保険年金課）

令和3年度における取組の評価	令和4年度における取組の方針
<p>【現年度分】 滞納者との納付相談の際には、現年度分納付と並行して滞納額を解消する納付計画を前提として折衝を行った。その結果、実績徴収率が97.50%と高い水準を維持したが、令和2年度と比べて0.12ポイント下降した。</p>	<p>【現年度分】 納付が困難な者に対してはきめ細やかな、納付相談等に応じ、現年度を納付と並行した滞納額の解消、または滞納保険料を発生させないように努める。上半期の高額現年度分未納者に対しては、早期に財産調査を開始し、年度内の滞納処分を実施する。</p>
<p>【滞納繰越分】 毎月の督促に加えて、年3回の催告状の送付を実施した。 2名の徴収支援員の配置による、滞納者全件の財産調査、資力が確認できた世帯に対しての積極的な徴収業務を行った。 金額面で効果の大きい滞納者に対しては、これまでに処分等が既になされているものの、継続的な実施により、今年度の実績回収率は昨年度から1.95ポイント上昇した。</p>	<p>【滞納繰越分】 滞納者の実態把握が進んだことから徴収支援員を2人から1人に減じている。新規の滞納世帯を重点的に財産調査を実施し、資力のある世帯について滞納処分を含め、積極的に徴収を行っていく。 また、年金ネットを活用し、社会保険加入済みであるにもかかわらず、資格喪失手続きを行っていない者の資格整理を継続し、滞納調定額の適正化に努める。</p>

○後期高齢者医療保険料〔強制徴収公債権〕（健康福祉部保険年金課）

令和3年度における取組の評価	令和4年度における取組の方針
<p>【現年度分】 新規資格取得者への被保険者証送付時に口座振替勧奨を行い、また納付期日未納者に納付勧奨通知を送付により滞納を防ぐ取組みに努めた。結果として徴収率99.8%となり、前年度同様の高水準を維持した。</p>	<p>【現年度分】 引き続き、毎月年齢到達時の資格取得者に対し、被保険者証送付時に口座振替の勧奨を行うとともに、納付期日未納者に納付勧奨通知を送付するなど、年齢到達時の資格取得時以降の滞納を防ぎ、滞納保険料を発生させないように努める。 上半期の段階で未納が発生している滞納者には早期に財産調査を開始し、年度内に滞納処分の手続きを進め、高い水準の徴収率の維持及び改善に努める。</p>
<p>【滞納繰越分】 滞納者に対し、催告書、電話催告、滞納者全員の財産調査を行い資力の有無を判断したうえで、差押え予告書を送付した。分納誓約した滞納被保険者への督促強化による徴収が奏功したことから、徴収率は目標水準を上回る54.9%と前年度を0.7ポイント改善する結果となった。</p>	<p>【滞納繰越分】 今年度においても、催告書及び差押え予告書の送付の回数と効果にこだわり、資力のある滞納者には、毅然とした態度で対応し徴収する。加えて、長期滞納者には分納誓約、滞納処分による時効管理を意識し、納付強化に努める。</p>

令和4年度徴収計画／令和3年度実施状況

3 取組評価等

(2) 特別会計

○介護保険料〔強制徴収公債権〕（健康福祉部高齢介護課）

令和3年度における取組の評価	令和4年度における取組の方針
<p>【現年度分】 保険料の納付が確認できない場合は督促状を送付し、それでも納付が確認できない場合は催告書を送付するなど、保険料の自主納付を促した。 その結果、実績徴収率が目標徴収率を0.1ポイント上回る99.7%となった。</p>	<p>【現年度分】 引き続き督促状及び催告書を送付し、保険料の自主納付を促すことに努める。 なお、給付制限の可能性のある者については、電話等による更なる納付勧奨を行い、保険料の自主納付を促すことに努める。</p>
<p>【滞納繰越分】 催告書の送付を行い保険料の自主納付を促した。また、分割納付誓約者と折衝し、履行の促進及び期間の更新を行った。 しかしながら、実績回収率が目標回収率を3.1ポイント下回る21.7%となった。</p>	<p>【滞納繰越分】 引き続き催告書の送付を行い、保険料の自主納付を促すことに努める。あわせて、財産調査を含む滞納整理に努め、目標回収率達成を目指す。</p>

令和4年度徴収計画／令和3年度実施状況

3 取組評価等

(3) 公営企業会計

○水道料金〔私債権〕（上下水道部業務課）

令和3年度における取組の評価	令和4年度における取組の方針
<p>【現年度分】 2か月に一度の給水停止を実施し徴収強化に努め、目標徴収率に達成することができた。</p>	<p>【現年度分】 引き続き、2か月に一度の給水停止を実施し徴収強化に努めるとともに、電話等による納付の勧奨を進めていく。</p>
<p>【滞納繰越分】 催告書の送付や給水停止を実施し、目標徴収率に達成することができた。</p>	<p>【滞納繰越分】 引き続き、2か月に一度の給水停止を実施し徴収強化に努めるとともに、電話等による納付の勧奨を進めていく。</p>

○下水道使用料〔強制徴収公債権〕（上下水道部業務課）

令和3年度における取組の評価	令和4年度における取組の方針
<p>【現年度分】 2か月に一度の給水停止に合わせて徴収強化に努め、目標徴収率より2.2ポイント上回った。</p>	<p>【現年度分】 引き続き、2か月に一度の給水停止に合わせて徴収強化に努めるとともに、電話等による納付の勧奨を進めていく。</p>
<p>【滞納繰越分】 2か月に一度の給水停止に合わせて徴収強化に努め、目標徴収率より0.1ポイント上回った。</p>	<p>【滞納繰越分】 引き続き、2か月に一度の給水停止に合わせて徴収強化に努めるとともに、滞納者の実態把握を行い、納付の勧奨を進めていく。</p>

令和4年度徴収計画／令和3年度実施状況

3 取組評価等

(3) 公営企業会計

○受益者負担金〔強制徴収公債権〕（上下水道部業務課）

令和3年度における取組の評価	令和4年度における取組の方針
<p>【現年度分】 今年度は全額徴収することができた。</p>	<p>【現年度分】 前納報奨金制度の周知など、納期内納付の勧奨を進めるとともに、下水道への早期の接続も併せて進めていくことで、受益者負担金への理解を得ながら、徴収事務を進めていく。</p>
<p>【滞納繰越分】 催告書の送付、滞納者との直接交渉及び財産調査を実施した。</p>	<p>【滞納繰越分】 引き続き、催告書の送付を実施し滞納者との交渉を行い、滞納繰越分の圧縮に努めることとする。</p>